

中学生 全学年対象
「京都府私立中学校等修学支援金」

2019年7月

「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援
に関する実証事業」のご案内

- 令和元年7月1日現在、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）に通っている児童生徒が対象です。
- 年収400万円未満（※）かつ資産保有額600万円以下の世帯が対象です。
※父母、扶養親族が高校生未満の子供のみの世帯の目安であり、家族の状況等により異なります。
※本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、基準を満たしている場合であっても、支援の対象とならない場合がございます。
- 最大で年額10万円を支援します。
 - 学校が代理受領し、授業料が減額されます。
- 文部科学省が実施する調査にご協力いただきます。
 - 支援を受けるための条件です。

*裏面の「申請にあたっての留意事項」を必ずご確認ください。

申請書類配付・提出先：立命館中学校・高等学校事務室

提出期間：2019年7月18日(木)17:00 厳守

※申請には保護者等の令和元年度課税証明書等のほか、保有資産確認書類等の添付が必要になりますので、対象の方はお早めに受領の上ご準備ください。

立命館中学校・高等学校事務室

TEL:075-323-7111

申請に当たっての留意事項

○本事業について

私立小中学校の授業料負担が、ご家庭の経済状況からすると極めて重いと考えられる世帯について、授業料負担の軽減を行うとともに、義務教育段階で私立学校を選択した理由やご家庭の経済状況などの実態を把握し、経済的支援の在り方を検討する事業です。

○支援金額について

最大年額10万円（原則学校が代理受領し、授業料が減額されます）。

○認定基準について

支援を受けるためには、以下の基準をすべて満たしていることが必要です。

なお、予算の関係上、基準を満たしていても対象外となる場合がありますのでご了承ください。

①在籍基準

7月1日時点で、私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のいずれかに在籍していること

②所得基準

保護者等※全員の年収合計が約400万円未満であること（年収はあくまで目安ですので、具体的な基準は申請書類を御確認ください）。

児童生徒の保護者等の所得金額の合計から、人的控除等の所得控除額合計を減じた額が140万円未満であること。ただし、寡婦控除の適用がある場合は判定額が143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は判定額が147万円未満とする。また、児童生徒の保護者等のいずれかに課税証明書に含まれない日本国外での収入がある場合は、当該収入についても、判定に当たって勘案することとする。

③資産基準

- ・保護者等※全員の保有資産額の合計が600万円以下であること
- ・祖父母等からの教育資金の一括贈与（祖父母等から子や孫名義の口座に教育資金を一括して拠出することにより、一定額までを贈与税非課税とする措置）を受けていないこと。

※保護者等…親権者全員（親権者がいない場合は未成年後見人又は児童生徒の生計を維持する者）、同居の祖父母、左記の者以外に授業料を負担する者のこと。なお、DVや養育放棄、失踪等のため、児童生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる者は除きます。

○提出書類について

以下①②全ての書類の提出が必要です。

①申請書及び誓約書（課税証明書と保有資産を確認できる書類の添付が必要です）

②意識調査書（アンケート調査）

このほかにヒアリング調査を実施する場合があります。調査対象となった場合はご協力いただくこととなりますので、ご了承ください。

国外での収入がある場合は、申請書が異なりますので個別に学校へご連絡ください。